

大刀洗町告示第62号

平成30年第16回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年 2月20日

大刀洗町長 安丸 国勝

- 1 期 日 平成30年 3月 1日
 - 2 場 所 大刀洗町議会議場
-

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎	黒木 徳勝
森田 勝典	林 威範
平田 利治	松熊武比古
長野 正明	平田 康雄
高橋 直也	平山 賢治
花等 順子	山内 剛

○応招しなかった議員

平成30年 第16回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

平成30年3月1日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成30年3月1日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 承認第1号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第5 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第8 同意第3号 教育委員会委員の任命について

日程第9 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について

日程第10 議案第2号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第3号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について

日程第12 議案第4号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第5号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第6号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第7号 教育用情報機器等購入契約の締結について

日程第16 議案第8号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算(第7号)について

- 日程第17 議案第9号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第18 議案第10号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第11号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第20 議案第12号 平成30年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第21 議案第13号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第14号 平成30年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第15号 平成30年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第24 議案第16号 平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
- 追加日程第1 花等順子副議長の不信任決議案について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
 - ①陳情の報告
 - ②検査結果の報告
 - ③委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 承認第1号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第8 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第10 議案第2号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について
- 日程第12 議案第4号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第6号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 教育用情報機器等購入契約の締結について
- 日程第16 議案第8号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第17 議案第9号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第18 議案第10号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第11号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第20 議案第12号 平成30年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第21 議案第13号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第14号 平成30年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第15号 平成30年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第24 議案第16号 平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
- 追加日程第1 花等順子副議長の不信任決議案について
-

出席議員（12名）

1 番 安丸眞一郎	2 番 黒木 徳勝
3 番 森田 勝典	4 番 林 威範
5 番 平田 利治	6 番 松熊武比古
7 番 長野 正明	8 番 平田 康雄
9 番 高橋 直也	10番 平山 賢治
11番 花等 順子	12番 山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安丸 国勝	副町長 ……………	中山 哲志
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	川原 久明
税務課長 ……………	山田 恭恵	健康福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	重松 俊一	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	野口 学	子ども課長 ……………	松元 治美
会計課長 ……………	佐田 裕子	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
住民課長 ……………	矢永 孝治	総務課企画監 ……………	田中 豊和
財政係長 ……………	早川 正一	総務係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	秋吉 淑子		

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。

現在の出席議員は12人です。ただいまから平成30年第16回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番、安丸眞一郎議員、2番、黒木徳勝議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告願います。森田議員。

○議会運営委員長（森田 勝典） 皆様、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。どうぞよろしく願います。

3月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、平成30年2月22日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。山内議長及び執行者側から川原総務課長の出席を得て、協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧くださいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は3月1日から19日までの19日間と決定いたしました。

会期19日間の内容でございますが、まず本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただき、議案第7号の採決をお願いいたします。

なお、散会后、全員協議会を開催いたします。

各会計の新年度予算案については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、7日水曜、8日木曜、12日月曜、13日火曜に審議していただきます。

2日金曜から4日日曜までは、休会といたします。

5日月曜日は、本議会を再開し、一般質問とさせていただきます。

6日は、休会といたします。

7日は、本議会を再開し、補正予算案4件を審議し、採決をお願いいたします。

9日金曜から11日日曜までと14日水曜は、休会といたします。

15日木曜は、全員協議会を開催いたします。

16日金曜から18日日曜までは、休会といたします。

19日月曜日は、本議会を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようここをお願いいたしまして、報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から3月19日までの19日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から3月19日までの19日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

陳情の提出が1件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承いただきます。

監査委員より、平成29年11月末日、12月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告願います。安丸議員。

○総務文教厚生委員長（安丸眞一郎） 総務文教厚生委員長の安丸眞一郎です。閉会中の委員会活動報告を行います。

2月1日、大堰保育園と大堰小学校を視察しました。大堰保育園では、園長先生より保育園の現状と課題について報告を受け、特に保育士の確保に苦慮していることや支援を要する園児の増加、あるいはアレルギーの園児が多くなってきており、マニュアルに基づく対応や保育士間の連携が重要になっているとのことでした。

また、小学校が隣にあるという立地的メリットから、日ごろから小学校との交流ができ、小学生になっても問題なくスムーズに学校生活が送れているのではとの報告を受けたところです。特に、園舎については、築40年以上経過しており、至るところに老朽化が目立っております。定

員増も考慮した園舎の早急な改修の必要性を感じたところです。

次に、大堰小学校では、教えて考えさせる授業改善の取り組みや先生方を知・徳・体のグループに分け、お互いを補完し合う体制での授業に取り組みされており、結果として児童の学びの向上につながっているのではとの報告を受けたところです。その後、改修後の校舎視察や授業参観を行い、児童の歓迎の中に給食試食を行ったところです。

次に、消防団の現状と課題、町の支援などについて、2月8日、地域振興課の所管事務調査及び2月23日には消防団との意見交換会を行いました。意見交換会には、正副団長及び団の旅行のため欠席の第1分団を除く4つの分団から6名の幹部の方々に出席いただきました。

意見交換では、団員の確保に苦慮していることが出されました。その要因の一つに、消防団に対して消防イコール酒飲みという住民の見方があることやサラリーマンが多くなり、団員の確保が難しくなっている現状があるということです。そこで、消防団の必要性や現在の活動内容を伝える広報活動の必要性を感じたところです。

また、団員不足を補うために、現在、多くの役場職員に団員として入ってもらっており、もし水害発生となると、災害本部に回ってしまい、昼間の災害時に地元から出る人がいなくなるような懸念も出されました。消防団OBの方を火災のときにのみ出動してもらう機能別消防団として組織化について検討してはどうかとの提案もあったところです。

また、去年の九州北部豪雨支援に関しては、急な要請にもかかわらず、各分団の協力により9日間、延べ100名以上の団員が被災地を支援することができたということでもあります。

また、団長からは、火災に関する応援協定はあるが、水防に関する応援協定がないので、筑後ブロックだけでも協定をつくり、活動できるように進めているということも報告があったところです。各分団長からは、暑い中での災害支援だったが、多くの団員の協力があつたことに感謝の言葉が述べられました。

最後に、大場団長から、本部分団は夜警やポンプ操法など、他の分団と同じ活動を現在してもらっているので、これまで以上に町の支援をお願いしたいとの発言があつたことを強調して、委員長報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査について、1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について、第157号は、12月定例会前、12月4日に委員会を開き、企画、構成、日程等について協議しました。定例会閉会后、6回の会議を開き、編集、校正作業を行い、2月2日に発行しております。

続きまして、158号の編集及び発行につきましては、2月26日に委員会を開き、日程、担

当等について協議を行ったところであります。4月下旬の発行を目指しております。

2点目、ホームページ等の運用に関する事項について、フェイスブックページは閉会中、17件の記事を更新しております。内容は、本会議、委員会の案内と結果、その他であります。インターネット中継、フェイスブックページとも、今後とも制度の周知、情報公開の充実などを所管事項として検討を行います。

3点目、その他議会の広報に関する活動、3月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところであります。

その他につきまして、1月18日に鹿児島県日置市議会から、2月7日から9日にかけて宮崎県綾町議会、熊本県嘉島町議会、佐賀県太良町議会の広報担当委員会より視察にお越しいただきました。当方の活動状況を説明するとともに、経験や課題を交流したところであります。

最後になりますが、全国町村議会議長会が主催する第32回町村議会広報コンクールにおきまして、たちあらい議会だより第154号は、応募総数279紙中、第4位に入賞することができました。取材や配付に御協力いただいている住民の皆様を初め、発行のため御協力いただいている全ての皆様に感謝申し上げます。今後とも正確、公正、情報公開を軸に、わかりやすく双方向型の紙面づくりに努めてまいります。引き続きの御支援よろしくお願い申し上げます。

以上、議会広報委員会の報告を終わります。

○議長（山内 剛） これで議長報告を終わります。

次に、町長より施政方針の報告を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成30年第16回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

政府の本年度の経済見通しによれば、日本経済は、海外経済の回復が続くもと、雇用や所得環境の改善が続く、経済の好循環がさらに進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれるようですが、人手不足の傾向はあるものの、景気回復の実感はまだまだのように思われます。

一方、将来の人口減少や少子高齢化への対応は喫緊の課題です。今後とも健全財政を維持しながら、子育て支援や教育環境の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築など町民の皆様様の健康づくりの推進や、地域コミュニティの活性化に取り組み、地域の特色を活かした魅力ある町づくりを、スピード感を持って積極的に進めてまいります。

さて、本年度も余すところわずかとなりましたが、予定しておりました諸事業、諸施策もおおむね順調に進捗しております。

地方創生の総合戦略「大刀洗よかマチ創生プロジェクト」の各事業では、新たに空き家バンク

などの空き家利活用事業を推進するとともに、定住促進対策として計画した2棟目のスカイラーク上高橋も年度末完成に向けて急ピッチで工事を行っているほか、大堰校区からも建設要望が出され、準備を進めています。おかげさまで足元の人口動態では、昨年3月末と本年1月末の人口を比べますと、48名の増となっており、大変うれしく思っているところであります。

このほか施設面では、大堰小学校特別教室等改修工事を初め、大刀洗小学校運動場芝生化工事、本郷学童保育所の増設など、予定していた諸事業も順調に進捗しています。

次に、平成30年度の一般会計予算については、第4次総合計画及び大刀洗よかマチ創生プロジェクトの各事業をさらに推進していくために必要な予算を計上し、総額67億2,900万円で、前年度当初予算と比較して5億3,900万円、率にして8.7%の増となっています。

まず、歳入です。地方交付税については、来年度の地方財政計画を考慮し、前年比4,800万円減の17億5,000万円を見込む一方、税収については、個人及び法人町民税の増加により町税全体で0.6%増の14億2,300万円を見込んでいます。

また、今年度、多くの皆様に応援いただきましたふるさと応援寄附金については、本年度当初予算の1億円から大幅に増額し3億円を見込んでいます。このほか、基金からの繰入金として3億6,400万円増の5億1,100万円を繰り入れています。

次に、歳出では、義務的経費のうち扶助費は前年比7.2%の増、積立金は、ふるさと応援基金等に1億5,700万円の積み立てを予定しています。また、普通建設事業は、定住促進住宅建築工事等の減に伴い、7.1%の減となっています。

それでは、平成30年度に取り組む主な事業につきまして、各課ごとに説明いたします。

まず、総務課です。

財政面では、引き続き健全財政を堅持するとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、将来負担となる施設改修を見据えた財政運営を講じてまいります。

また、住民の皆様が町の課題を自分事として捉え考える住民協議会を引き続き開催するとともに、来年度は新たに全25行政区で行政懇談会を開催し、「住民と行政の協働によるまちづくり」を進めてまいります。

次に、地域振興課です。

本年度5億円を突破したふるさと応援寄附金については、来年度も制度の趣旨を踏まえ、町内業者等から返礼品の充実に努める一方、今村天主堂関連の整備事業を初め、町のさまざまな事業に応援いただけるよう事業を推進してまいります。また、企業版ふるさと納税にも引き続き取り組み、空き家バンク事業に寄附金を活用してまいります。

また、第5次大刀洗町総合計画策定に向け、来年度は校區別会議を開催し、地区別構想を含む基本構想・基本計画を作成してまいります。

さらに、移住定住施策として、第3棟目となる大堰地区定住促進住宅の建設に向けて、用地取得や特定事業者の選定を行い、建設に着手してまいります。

公共交通を守ることも大切です。西鉄甘木線の乗降者の増加を図るため、パークアンドライドの看板設置や本郷駅に送迎用駐車場の整備を進めてまいります。

防災面では、多発する自然災害を踏まえ、地域防災マネージャーの資格を有する防災危機管理専門官を新たに任用し、平常時の防災訓練や災害時の減災に努め、防災体制の強化を図ってまいります。

次に、税務課です。

来年度は、個人住民税の改正対応や平成31年度からの共通納税システム稼働に向けての準備や固定資産税の評価がえに取り組んでまいります。

引き続き、適正課税に努め、口座振替・コンビニ収納を推進するなど、納税者の利便性と自主納付を促し、税収の安定に努めてまいります。

次に、住民課です。

来年度は、住民サービスのさらなる向上を目指して、全国約5万店舗のコンビニエンスストアで住民票等の各種証明書が取得できるよう、新規事業として各種証明書のコンビニ交付事業に取り組んでまいります。

また、総合窓口業務では、引き続き職員研修を重ね、窓口サービスに必要な業務知識や接客意識の向上に努め、適正かつ円滑な窓口事務を行ってまいります。

次に、ごみ行政関係では、本年4月から不燃物置き場まで持ち込みが困難な高齢者世帯等の自宅まで不燃物の収集に伺い、安全確認のための声かけもあわせて行う独居高齢者等見守り戸別収集事業を開始します。

また、時間帯等が合わず不燃物集積場へ持ち込めない住民の皆様に対し、新たに役場北側駐車場に不燃物臨時集積場を3カ月ごとに設置し、住民サービスの向上を図ってまいります。

次に、健康福祉課です。

高齢者等が住みなれた地域で生活できるよう、医療、介護などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。このため、小郡三井医師会等と連携し、在宅医療・介護連携センターに相談員を配置し、専門相談窓口の開設、多職種・多機関間の連携推進、在宅医療・介護支援に関する資源の把握、医療・介護関係者の人材育成及び住民への啓発等を行ってまいります。

また、社会福祉協議会に新たにコミュニティソーシャルワーカーを1名配置し、介護、高齢、障害、育児、教育、生活困窮、認知症等の複合的な相談や課題がある皆様に対し、相談を包括的に受けとめ、助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことができる体制

を構築してまいります。

さらに、町民の皆様の健康増進を目指して、健康体操教室では、介護予防教室や校区センターでの運動教室、分館体操教室を継続して実施するとともに、未実施の分館に対しては、積極的に開設を働きかけてまいります。

今後とも高齢者の健康意識を高めるとともに、集いの場、居場所づくり、健康寿命の延伸や医療費の削減に努めてまいります。

障害者に関する事業では、軽度・中等度の18歳未満の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成いたします。

次に、国民健康保険では、来年度から県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営を市町村とともに担っていくこととなります。一方、各種届け出の受付や医療費の給付、加入者の方の健康づくりのための保健事業などは町が担ってまいりますので、引き続き丁寧で、きめ細かい事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療では、今後も誰もが安心して医療を受けることができる制度を維持していくために、過度に医療費が増大しないよう、福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、医療費適正化に取り組んでまいります。

次に、産業課です。

国が2018年産米から生産数量目標配分の廃止を決定するなど、本年度は米政策の一大転換期であり、町としてはJA等関係機関と連携を図りながら米の需給調整による米価の安定及び農業所得の確保に努めてまいります。

また、農地中間管理機構の活用による農地集約と遊休農地の解消を推進するとともに、集落営農組織の法人化や土地利用型農業及び施設園芸等の経営確立を支援していきます。

さらに、今月には大刀洗北部地区土地改良区を設立し、圃場整備を本格的に開始します。来年度からは、設計・施工を実施し、5年後の完了を見込んでおります。

商工関係では、引き続き地域経済の活性化に努めるとともに、住民の消費生活に関する被害防止のための消費者教育や啓発活動、相談体制の強化を図ってまいります。

次に、建設課です。

町道の維持管理では、区長要望や道路パトロールにより修繕が必要な舗装や側溝施設の修繕費を計上しております。また、道路改良では6路線で拡幅工事を予定するほか、引き続き国庫補助の社会資本総合整備事業として舗装補修工事を実施してまいります。

住宅の管理では、上高橋住宅団地の除却工事を実施するとともに、その跡地を利用して、今村天主堂の観光客向けの駐車場を整備してまいります。

今後とも利用者の安全を確保するため、道路等の公共施設の適切な整備と管理に努めてまいり

ます。

次に、子ども課です。

学校教育関係では、子どもたちに自立して社会を生き抜くことができる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた教育、すなわち「生きる力」を育む教育の推進に努めてまいります。

1つ目は、学んだ知識や技術を確実に定着させる学習過程の工夫や家庭学習の進め方の指導、個に応じた指導など確かな学力を育むための教えて考えさせる授業の推進に努めます。

2つ目は、教育環境の整備として、大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事や、平成31年度に予定している大刀洗中学校南校舎等の改修工事の実施設計を予定しており、中学校の教室の空調についても、この実施設計の中に取り入れてまいります。

3つ目は、特別支援教育の充実を図るために就学前の幼児を対象とした「ことばの教室」の開催や小中学校に特別支援教育支援員を配置するほか巡回相談、保育園・小学校・中学校の連携強化、通級指導教室の充実に取り組んでまいります。また、学校教育の充実のためのICT環境の整備や教職員の働き方改革の推進に努めてまいります。

次に、子育て支援関係では、待機児童解消を目指して、本郷保育園の増築工事への補助など、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを基本に事業を進めてまいります。

次に、生涯学習課です。

生涯学習関係では、町民が生涯にわたり人間性豊かな生活を送れるように生涯学習施設の充実、人材育成とその活用を図って「生涯学習のまちづくり」に努めてまいります。

人権教育については、一昨年に制定された部落差別解消推進法を踏まえ、町民一人一人が人権を尊重し合える社会の実現に向けて、人権学習や平和学習会の開催と啓発に取り組んでまいります。

また、アンビシャス広場やチャレンジ教室、通学合宿など青少年の支援等を行い、社会教育においては、町民の自己の能力を高めるための各種講座や学級の充実を図ります。そして、スポーツやレクリエーション活動を通して、町民が健康で充実した生活を送れるよう施設の整備を行ってまいります。

町立図書館では、利用者の拡大を推進するとともに、併設しているドリームカフェの適正な運営を行いながら、生涯の学びの場や町の情報発信の拠点となるよう、さらに施設運営の充実を図ってまいります。

文化財関係では、国重要文化財の今村天主堂について、今後の保存管理計画に向けて関係機関と協議を行い、町が誇る文化財として後世に伝えられるよう努めてまいります。

さて、今議会に提案しております平成29年度一般会計補正予算については、諸事業の確定に

よる不用額の減額補正と国保会計への繰出金2,000万円、下水道施設整備基金積立金の6,800万円等を計上いたしております。

そのほかにも、本議会で審議していただきます主な議案は、専決処分事項の承認が2件、人事案件が3件、条例関係が6件、契約の締結についてが1件、平成29年度一般会計補正予算(案)などの補正予算議案4件、平成30年度一般会計予算(案)などの予算議案5件であります。

議員各位におかれましては慎重に御審議いただきまして、最後には御承諾賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(山内 剛) 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 承認第1号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて

○議長(山内 剛) 日程第4、承認第1号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原総務課長。

○総務課長(川原 久明) おはようございます。総務課の川原でございます。よろしく願いいたします。それでは、承認第1号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

専決処分の理由でございます。

ふるさと応援寄附金の増加に伴い、ふるさと応援寄附金事務委託料に要する経費が不足したため、平成29年度大刀洗町一般会計において補正を行う必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったために、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしておりますので、ここで報告し、承認を求めるものでございます。

1月9日の全員協議会で説明をいたしましたように、ふるさと応援寄附金が予想を上回り増加をしましたことに伴い、委託料等が1月で足りなくなっております。専決処分をさせていただいたところです。

内容について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。専決処分書でございます。平成30年1月10日付で行っております。

次のページをお願いいたします。次のページからが一般会計補正予算書の第6号です。表紙をお開きください。

専決第1号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億203万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億917万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。後ろから2枚目でございます。歳出でございますが、2款1項総務管理費の5目財産管理費、補正額1億9,200万円でございます。25節積立金で、ふるさと応援基金積立金として1億9,200万円計上をしております。

次の19目ふるさと応援寄附金事業として、補正額2億1,003万5,000円で、主なものとして8節報償費、これは返礼品等で150万円、それから13節委託料として2億800万で、ふるさと応援寄附金事業委託料でございます。

以上が主なものでございます。

次に、歳入について、前の5ページをお願いいたします。歳入につきましては、まず16款1項1目一般寄附金として、補正額4億円を計上しております。これはふるさと応援寄附金でございます。

次に、18款1項1目繰越金として、前年度繰越金203万5,000円を計上をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） ふるさと応援基金が、ふるさと応援寄附金が大変多く集まったということは、とても喜ばしいことだと思います。これは大刀洗町の返礼品の品ぞろえが充実しているということもあると思いますが、何と申しますか、魅力的な商品が何かあるんだろうと思うんですが、何か主なものがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 花等議員、もう一回ちょっと、後でちょっと聞く。はい。

○議員（11番 花等 順子） 返礼品の中にとっても魅力的なものがあるんじゃないかなと思うんですが、そういうものがあれば、何か幾つか教えていただければと思いますが。

○議長（山内 剛） いや、これ今、補正予算の専決処分であれしているのですから、それちょっと特別関係がないかなと思うんですけど、よろしいですかね。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） いや、何か内緒にしないでいいこととかがあるんですか。

○議長（山内 剛） 何か答えることがあれば。重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 返礼品につきましては、町内外等の業者、約30者による127品の出品を出していただいております。商品名につきましては、これまではお答えしてお

りませんけども、大刀洗町のホームページのふるさと納税を見ていただくと、その127品の商品が載っておりますから、そちらのほうで御確認いただきたいと思います。

○議長（山内 剛） よろしいですか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） いや、それはわかるんですけど、その中で何か人気のものがあったて、合計6億円の寄附金が来たんだろうと思うんですね。それが差しさわりなければ教えていただきたいという質問です。

○議長（山内 剛） いや、この前の全協のときも、内容についてはちょっとこちらからも聞く項目でもないしということで、この前も執行部からも回答いただいております。そこで課長が今言いましたように、そういうホームページ等で見えただく、いろいろここで何か特定して言うことも、また答えとしてできないと思っております。よろしいですかね。

○議員（11番 花等 順子） はい。

○議長（山内 剛） ほかに質問ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第5. 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第5、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） おはようございます。税務課の山田と申します。よろしくお願いたします。それでは、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び内容につきまして御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

提案理由といたしまして、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第81号）が平成29年12月18日に公布され、大刀洗町税条例を改正する必要が生じましたが、平成30年1月1日から施行されるため、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

次のページでございます。この専決第3号専決処分書につきましては、平成29年12月28日付で、条例改正の専決処分をしたものでございます。

それでは、改正内容について、綴じている資料の最後の1枚をご覧くださいませ。新旧対照表でございます。新旧対照表の下段より下の部分、本則から説明いたします。

第2章普通税、第2節固定資産税、固定資産税の納税義務者等、第54条（略）、2～6（略）、次でございます。7、「家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他）」、以下、アンダーラインがございます。ここが改正部分です。「施行規則」、次のページでございます。「第10条の2の12で定めるものを含む。」であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けましたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。」、こちらは内容についての変更はございませんが、3章先の「地方税法施行規則第10条の2の10」が「第10条の2の12」に繰り下がることにより、規定の改正を行うものでございます。

1ページ戻っていただきまして、上から3枚目です。条例第16号、こちらの附則の部分でございます。平成30年1月1日から施行するものでございます。

以上で、承認第2号の提案理由並びに内容の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

日程第6. 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（山内 剛） 日程第6、同意第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） それでは、私のほうから、同意第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

まず、提案理由ですが、現在の固定資産評価審査委員会の委員の4名のうち、お一人が平成30年3月19日付で任期満了となり、後任の委員を新たに選任する必要が生じました。そこで、地方自治法の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

同意を求める方につきましては、記載の方でございます。住所が三井郡大刀洗町大字山隈1978番地、氏名は、仲満さんでございます。

次のページをお願いいたします。2枚目のほうに履歴書を記載しております。その他のところにありますように、平成18年3月から委員を4期していただいております。同意いただければ、任期としましては平成33年3月まで3年間となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（山内 剛） 日程第7、同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 続きまして、同意第2号につきまして御説明をさせていただきます。同じく、固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、先ほどと同じように、固定資産評価審査委員会の委員さんが平成30年3月31日で任期を満了となり、後任の委員を新たに選任する必要がございますので、地方自治法の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

同意を求める方につきましては、記載しておりますように、住所は、三井郡大刀洗町大字今790番地の1でございます。氏名は、青木量子さんでございます。

次のページをお願いいたします。次のページに履歴を記載しております。職歴のところにありますように、平成24年4月より委員を2期お願いしております。同意いただきますと、任期が平成33年3月までの3年間となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（山内 剛） 日程第8、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課の松元です。説明させていただきます。同意第3号教育委

員会委員の任命についてです。

提案理由といたしましては、現教育委員が平成30年3月31日をもって任期満了となるため、後任の教育委員を新たに選任する必要があるため、この同意案を提出しております。

住所は、大刀洗町大字山隈2363番地109、安丸元茂さんです。

次のページに履歴書をつけておりますので、ご覧ください。

御同意をいただきましたら4年間、平成34年3月31日までの任期となっております。

御審議いただきまして、最後は御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第9. 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について**

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） それでは、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容について御説明させていただきます。

2枚めくっていただきまして、2ページの新旧対照表をお願いいたします。右が旧で、左が新になります。別表第1の第2条関係でございます。

一番下から2番目のところが築上郡になります。築上郡の中の一番下の「豊前広域環境施設組合」を削るというのが変更点でございます。

次の3ページをお願いいたします。同じく新旧対照表の別表第2（第5条関係）です。そちらのほうの議員の選挙区及び定数について記載をされております。その第5区のところですか。第5区のところの下から3行目に「豊前広域環境施設組合」があります。この分を削るというのが今回の変更点になります。

次に、戻っていただきまして1ページをお願いいたします。2枚目の1ページでございますが、この改正につきましては、附則のところにありますように、この規約は、平成30年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第2号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第2号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） それでは、議案第2号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

理由につきましては、働きながら育児がしやすい環境を整備するという事で、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたため、非常勤職員の育児休業期間の延長可能な場合を追加するとともに、育児休業の再度取得等を行うことができる特別の事情に係る規定の整備を図るものでございます。

内容につきましては、今申し上げましたように、非常勤職員が養育する子が1歳6カ月に達する日において、育児休業している場合にあつて、継続的な勤務をするために特に必要と認められる場合に、当該子が2歳に達する日まで育児休業をとることができるように改正するものでございます。

内容について3ページの新旧対照表で御説明させていただきます。3ページに新旧対照表をつけております。左が新しいものでございます。

まず、本則の第2条、育児休業をすることができない職員のところの3号の（イ）のところでございます。2行目の「（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）」ところの後に「（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）」というのを追加するものでございます。

次の第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める者のところの次のページをお願いいたします。4ページの2行目、「里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に変更するものでございます。

それから、第2条の3のところの上から5段目、「(以下この条)」後に「(以下この条及び次条)」を追加するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。先ほどの第2条の3の後に第2条の4を新設するものでございます。新設する条文としましては、そこにありますように、「育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。」を追加するものでございます。

また、1号、「当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合」、第2号として、「当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合」を追加するものでございます。

次に、第2条の4が、先ほどの第2条の4を追加しましたので、番号ずれで「第2条の5」に変わります。

次の第3条は、次のページをお願いいたします。第3条の第6号の2行目に、左にありますように、「育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」という部分を追加するものでございます。

それから、第7号につきましては、「第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること」の後に「又は第2条の4の規定に該当すること。」を追加するものです。

第4条につきましては、3行目の「と」の後に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるものでございます。

それから、次のページの7ページの第8条でございますが、第8条の7号の2行目に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」という部分を追加するものでございます。

以上が今回改正する変更点でございます。

それでは、戻っていただきまして2ページをお願いいたします。2ページの一番下の附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第3号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第3号大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） おはようございます。住民課の矢永でございます。それでは、議案第3号大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の全部改正につきまして、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

まず、改正理由ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたことを踏まえまして、空き家等の適正な管理に関し、同法に定めるもののほか、所有者等及び町の責務その他の必要な事項を定める必要があるということで、今回上程させていただいております。

現在の大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例は、空き家等の管理の適正化に関し、必要な事項を定めることにより、空き家等の倒壊などの事故並びに不審者などの侵入による犯罪や火災を防止し、良好な住環境の保全及び住民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的にして、平成26年10月1日に制定しております。

その後、国において、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に全面施行され、法と条例との整合性を図る必要が生ずるとともに、町民等の協力や不特定多数の者に対して悪影響を及ぼす空き家等について、優先して措置を進めていく旨の規定をしまして、所有者、町、町民の責務等を明確にするために全部改正しております。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成30年5月1日から改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 非常に空き家に関して社会問題になっておりまして、このようにきちんとした形で、上位法に基づき空き家の適正管理に関する条例が制定されることは、私は好ま

しい、非常によろしいことだと思っておりますけども、この条文の中で、適正管理のための助言、指導、勧告、命令という、だんだん行政からの指導が強くなっていくわけですけども、「特定空き家等に対する措置」の第7条の3項と4項に「改善が認められない場合」とか、改善がされていない場合については、「相当な猶予期限を定めて勧告を行うことができる」と、また同じく4項では、「相当な猶予期限を定めて勧告の措置を命じることができる」と、相当な猶予期限とは具体的にどれくらいの期限でありますでしょうか。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 長野議員の質問にお答えいたします。

ガイドラインによりますと、相当の猶予期限とは、社会通念上または客観的に見て、合理的な期間を言うとなっております。町が考える相当な猶予期限の期間につきましては、それぞれの空き家の状態によりケース・バイ・ケースになると思われませんが、今後の進め方といたしましては、特定空き家と判断されたものについて、まずは改善の依頼を繰り返し根気強く行い、それでも何もしてくれない、あるいは改善が見られない場合には、法に定められたステップにのって進めていくしかないと考えておりますが、その勧告、命令の決定をしていくタイミングには、空き家対策推進本部の中で今後協議していきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 「相当な猶予期限」と書かれておりますので、具体的には協議をしながら進めるということですけども、結局何もなくて、時間だけ過ぎていくというようなケースが多々あると思います。

だから、ある程度助言を行い、指導を行い、そして勧告を行っても、最終的には改善命令になるわけですけども、一つのステップを踏むごとに、勧告を行って、それでもだめな場合ちゅうか、その猶予期限というのは、やはりある程度目安として示していただかないと、その状況を見ながらと言われましたけども、特定空き家というのは、先ほど課長のほうから説明あったように、特定空き家の定義というのは、そのまま放置すれば倒壊、もしくは保安上危険となる状態とか、衛生上問題があるとか、景観を損なうとか、住民の生活環境に悪影響を及ぼすとか、そういう定義があるわけですけども、特定空き家に指定された以上は速やかに、最終的に勧告に従わなかった場合は固定資産税の特例対象からも除外されるわけですし、改善命令に従わなかった場合は、最終的に町が判断して、行政代執行もできるわけです。

だから、そういう中で、ある程度の期限というのは、状況を見ながらと言いますが、災害等、台風等で近辺に悪影響を及ぼすようなケースも考えられますから、ある程度その期限というのは、例えば措置命令を出してから、全然一向に改善がされないなら、半年後には次のステップに進むと、具体的にはその辺は出されたほうがいいと思いますけど、いかがですか。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 今のところ期限については、ちょっとはっきりと明言はできませんが、早急に対応しなきゃいけない空き家については、それなりの短い期限を課したりする必要はあると思いますが、おのおのの空き家の状況もいろいろありますので、その辺の公平性が図られるようにちょっと慎重に対策本部の中で検討していきたいと考えております。

○議長（山内 剛） よろしいですか。次にございせんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第12. 議案第4号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第4号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 健康福祉課の平田でございます。よろしくお願ひいたします。では、議案第4号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

まず、提案理由から申し上げます。1枚目のほうでございます。

提案理由でございますけれども、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴い、大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する必要がございますので、今回提案させていただいております。

3枚目をお開きください。新旧対照表でございます。新しいものが左側でございますけれども、まず第1章の見出しでございますけれども、「町が行う国民健康保険」の後にございますけれども、「の事務」を追加するものでございます。

そして、その見出しの部分の同じく「町が行う国民健康保険の事務」、後のほうに「の事務」を追加するものでございます。

同じく第1条の部分でございますけれども、町が行う国民健康保険の部分のところも同じく後ろに「の事務」を追加するものでございます。

続きまして、2章の部分でございますけれども、「国民健康保険運営協議会」となっておりますものを「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」と改めます。同じく、括弧の部分でございますけれども、同じく「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」と改めます。第2条の部分の中身についても、同じようなものでございます。これにつきましては、都道府県単位で国民健康保険の運営協議会を設置するものでございますので、新しくというか、区別をするために、

頭のほうに「町の」というのをつけ加えたもので改正するものでございます。

1枚戻っていただきたいと思っております。附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

御審議のほど、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13. 議案第5号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第5号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、議案第5号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

提案理由でございますけれども、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、国民健康保険税の税率等について改定を行う必要がございます。

この中身につきましては、先般、2月26日の全員協議会のほうで説明させていただいたものでございます。

では、資料の3枚目をお願いいたします。ページ数でいきますと、3ページになります。新旧対照表でございます。

まず、第2条でございますけれども、全部改正という形になってきます。中身につきましては、第2条の第1号の部分でございますけれども、新しくと申しますか、「(1) 基礎課税額」というものを提示しております。

同じく第2号の部分では、「後期高齢者支援金等課税額」です。

続きまして、(3)、第3号でございます、「介護納付金課税被保険者」というものを設けております。

続きまして、次ページをお願いいたします。2項でございますけれども、「前項」という部分につきましては、「前項第1号」という形で修正させていただきます。続きまして、その2行下でございますけれども、「所得割額及び資産割額」となっておりますけれども、「及び資産割額」を削除いたします。

第3項でございますけれども、「第1項」の部分が「第1項第2号」に変更させていただきます。

同じく2行下でございますけれども、「及び資産割額」を削除させていただきます。

第4項でございますけれども、「第1項」の部分が「第1項第3号」に変更させていただきます。また、「介護納付金課税被保険者」、その後の括弧書きの部分も削除させていただきます。

第4条につきましては、削除させていただきます。

続きまして、5ページになりますけれども、第5条の部分でございます。国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の部分でございますけれども、これにつきましては、被保険者1人につき「2万4,000円」を「2万5,000円」に変更させていただきます。

続きまして、第5条の第2項の第1号でございます。特定世帯の部分でございますけれども、国民健康保険法の括弧書きの部分がありますけれども、そこを削除させていただきます。それにつきましては、特定世帯以外の世帯につきましては「2万4,000円」を「2万5,000円」に変更です。同じく、特定世帯につきましては「1万2,000円」を「1万2,500円」に、特定継続世帯につきましては「1万8,000円」を「1万8,750円」に変更させていただきます。

第7条につきましては、削除という形で進めさせていただきます。

続きまして、次ページ、6ページをお願いいたします。介護納付金課税被保険者に係る所得割額の部分でございますけれども、これにつきましては、今現在、「100分の1.5」を乗じて算定するようになっておりますけれども、それを「100分の1.8」に変更させていただきます。

続きまして、第23条の第1項の第1号の部分でございますけれども、(1)の部分のAでございますけれども、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の部分でございますけれども、1人について「1万6,800円」を「1万7,500円」に変更させていただきます。

続きまして、この部分でございますけれども、この漢数字の一でございますけれども、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の「1万6,800円」を「1万7,500円」に、漢数字の二、特定世帯の「8,400円」を「8,750円」に、漢数字の三番の特定継続世帯「1万2,600円」を「1万3,125円」に変更させていただきます。

第2号の部分のAでございます。国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の部分でございますけれども、被保険者1人について「1万2,000円」を「1万2,500円」に、そしてイでございますけれども、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額につきましては、漢数字の一のところでございますけれども、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については「1万2,000円」を「1万2,500円」に、特定世帯「6,000円」を「6,250円」に、特定継続世帯については「9,000円」を「9,375円」に変更させていただきます。

続きまして、第3号の部分のAの部分でございますけれども、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の被保険者1人について「4,800円」を「5,000円」に変更させていただきます。

次ページをお願いいたします。この部分について、漢数字一のところでございます。特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「4,800円」を「5,000円」に、特定世帯「2,400円」を「2,500円」に、特定継続世帯「3,600円」を「3,750円」に変更させていただきます。変更額につきましては、全て同じ割合で変更させていただいている次第でございます。

戻っていただきまして、2枚目の裏面の部分をお願いいたします。附則でございます。施行期日、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

適用区分でございます。2、この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

御審議の上、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14. 議案第6号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第14、議案第6号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、議案第6号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますけれども、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるがございますので、今回提案させていただいた次第でございます。

2枚目の裏面でございます。2ページをお願いしたいと思っております。まず、新旧対照表で説明する前でございますけれども、今回の内容ではなかなか文書でわかりにくうございますので、口頭でございますけれども、説明させていただきます。

まず、これ仮でございますけれども、福岡県外の、仮でございますけれども、佐賀県鳥栖市にお住まいの方が大刀洗町の町内の施設のほうに入所された場合につきましては、従前地の住所地特例というものを使いまして、鳥栖市の国民健康保険を活用して、保険が使われていますけれども、その方が75歳に到達した段階で、福岡県の広域連合の後期高齢者医療制度を活用するようなこ

とになっております、現行ですけれども。それが今回の見直しにおきましては、今回75歳に到達した段階で、今まで住所地につきましては佐賀県の鳥栖市でございますので、佐賀県の広域連合の後期高齢者制度を活用するというものが今回の改正の中身でございます。

ですから、住所地がある都道府県の広域連合の後期高齢者医療制度を活用するような活用になっていきます。ですから、大刀洗町にお住まいの方が県外の施設のほうで住所地特定を活用している場合につきましては、75歳到達までは大刀洗町の国保関係を活用いたしますけれども、75歳到達時には、今度は福岡県の別の県外のほうにお住まいですけれども、福岡県の広域連合の医療制度を活用するような形が今回の中身でございます。それに基づきまして今回の中身を、条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表の2ページでございます。第3条の第2号の部分でございますけれども、法第55条第1項の後に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」というものを追加させていただきます。同じく「病院等」の後に「同項」の部分ですけれども、「法第55条第1項」に変更させていただきます。

同じく、「同項」の部分「法第55条第1項」に変更させていただきます。

第3号につきましても、同じく「法第55条第2項第1号」の後に、括弧書きでありますとおり「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を追加させていただきます。

第4号におきましても、同じく「第2項第2号」の後に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を追加させていただきます。

第5号につきましては、新設させていただきます。「法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」を追加させていただきます。

附則につきましては削除させていただきます。同じく変わります第3条の延滞金の割合の特例の部分につきましては、条例が先ほど第2条を削除した関係で、第2条へ繰り上がるものでございます。

2枚目の表ページのほうにお戻りください。附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

御審議の上、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩します。会場の時計で10時40分から再開をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第15、議案第7号 教育用情報機器等購入契約の締結について

○議長（山内 剛） 日程第15、議案第7号教育用情報機器等購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 説明に入ります前に、本日追加資料のほうを配付させていただいております。

説明させていただきます。

第7号教育用情報機器等購入契約の締結について。

提案理由といたしまして、教育用情報機器等の購入を施行するため、指名競争入札により契約相手を定めたが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める必要があるため、この議案を提出させていただいております。

名称といたしまして教育用情報機器等購入、施行箇所といたしまして大刀洗町の4小学校と中学校となっております。履行期間は契約効力の発生の翌日から平成30年3月30日まで、契約金額は1,588万4,208円、業者名は福岡市中央区の株式会社内田洋行九州支店となっております。

概要は、小中学校の特別支援学級及び通級指導教室にiPad及びアプリの導入を行い、児童生徒一人一人の特性に応じた学習を資するものであります。

次のページをご覧ください。入札結果及び契約結果表です。

5番目の入札年月日は、平成30年2月16日金曜日、9時半から。入札場所といたしまして、大刀洗町役場3階大会議室で行いました。予定価格2,859万7,000円、最低制限価格は物品売買購入のため設けておりません。

指名理由といたしまして、情報システムの導入の実績のある業者の中から5社を選考いたしました。1月25日木曜日に開催した指名委員会で、5社の指名を決定いたしております。

入札結果は以上のとおりです。

裏面をご覧ください。今回購入いたしました概要となっております。

タブレットのほう85台、セットトップボックスを5台、保管庫を8台、ロイロノートという

授業支援ソフトを85式、MDMを85式、通信機能といたしましてWiMAXルータを導入いたしまして、インターネットアクセスを可能としております。保守は、納入後、5年間の故障受付、緊急保守、運用保守としております。なお、故障等の交換部品等の代金は含まれておりません。

では、本日お配りいたしました入札の仕様書の一番最後の3枚目をご覧ください。

各小学校、中学校の設置台数といたしましては、大刀洗小学校、菊池小学校が21台、セットトップボックスを1台ずつと保管庫2台、こちらのほうは通級指導教室用を10台追加しております。本郷小学校、大堰小学校については、特別支援学級で使う分を11台、セットトップボックス1台、保管庫1台としております。中学校も通級指導教室がございますので21台、セットボックス1台、保管庫1台となっております。

以上で御説明を終わります。御審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 予定価格の約50%減近い価格で落札されていますけども、この予定価格との開きの差というのは、何か具体的な理由があったのでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 予定価格のほうにつきましては、何社か見積もりをし、設定をいたしました。最終的には入札で価格が下がったという形であります。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 定価よりも実際の販売価格が安いということによろしいんですかね。わかりやすく言うと。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 入札により価格が落ちたという形となっております。

○議長（山内 剛） よろしいですか。

○議員（9番 高橋 直也） はい。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 現時点で中学校に10台、先に納入されていて、今回小学校も含めて85台ということですが、中学校で納入をしていて、とてもいい成果が出たから今回の納入になったのか、現時点での教育委員会としてのタブレットの必要性について御説明いただけますか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 現在、中学校に10台ありますのは、もう5年以上たっております。

ので、一応そちらのほうは処分する形となっております。それで新たに iPad のほうを ICT 検討委員会にて検討して、小中学校の先生方にも見ていただいて、会議を 4 回、デモンストレーションを 3 回いたしまして、内容については決定させていただいております。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4 番 林 威範） 特別支援だったり通級指導教室に、やはり iPad があつたほうがとても指導がしやすいという結論に至ったということによろしいですか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 視覚支援等ですね、iPad を利用したほうが子供たちの特性に合った指導ができるという形で導入しております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11 番、花等議員。

○議員（11 番 花等 順子） 先日の全員協議会の際にも話題になりましたが、これは今日の採決ということで、それはやぶさかではないんですが、この件につきましては、当初予算で計上されておりました。もっと早くに執行できたんじゃないかと思うんですが、検討委員会の立ち上げが遅くなったのか、機種選定に手間どられたのか。なぜこんなに、もっと早くに導入されて活用されていたほうがよかったのではないかなと思うんですが、そのところはどうなっているんでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） ただいま中学校に入っておりますのが、今年度 30 年 3 月末まで一応使用するような形で契約はしておりましたので、その段階で変えるということと、ICT 検討委員会につきましては平成 28 年度から立ち上げておりますので、立ち上げが遅くなったというわけではなくて、業務の中でいろいろな、先生たちにも見ていただかないと、私たちだけで決めて、使っていただけないというようなものを購入するわけにはいきませんので、そういった審議にお時間がかかったということと。

1 月には決めて、2 月 16 日には入札を行っていたんですけれども、それでまた臨時議会等をしていただくのもあれかと、いろいろ思って、この時期になってしまいました。次からはちょっと早めに行いたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論はありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号教育用情報機器等購入契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第16. 議案第8号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（山内 剛） 日程第16、議案第8号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） それでは、平成29年度大刀洗町一般会計補正予算書のほうで、補正予算（第7号）について説明をさせていただきます。予算書の表紙をお開きください。

議案第8号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ872万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億44万6,000円とするものでございます。

それでは、まず歳出の主なものから御説明をさせていただきます。15ページをお願いいたします。

15ページからが歳出でございしますが、歳出のうち、事業実績等によります執行残の減額補正につきましては説明を省略させていただきますが、その中でまた主だったものについては御説明を申し上げます。

まず、15ページの真ん中あたりの2款1項1目一般管理費でございます。補正額294万円で、主なものとしまして4節の共済費、福岡県市町村職員共済組合追加費用負担金につきましては、額が確定しましたので450万減額をしております。

次に、飛びまして、次の16ページをお願いいたします。

16ページの同じく2款1項1目の19節負担金、補助及び交付金で、主なものとして一番上の鶴木区補助金、ため池跡地売却に伴う、これは道路整備等開発行為分として694万3,000円を計上しております。

その一番下でございしますが、退職手当組合特別負担金につきましては早期退職者分でございます。186万3,000円です。が、以上主なものです。

次に、飛びまして、5目財産管理費になります。13節委託料のほうですが、128万6,000円を減額しております。これは庁舎の委託料等が入札等で残った分を減額をさせていただいております。

次に、17ページをお願いいたします。

17ページの2款1項21目総合計画策定費でございます。補正額として355万を減額しております。これは総合計画の基礎調査業務委託料等の委託した分の残額を減額をしております。355万減ということです。

次に、そのページの一番下のところです。2款4項3目衆議院議員選挙及び国民審査費でございます。これにつきましては昨年10月21日に行われました選挙等の執行残として124万1,000円減額をしております。

次に、18ページを飛びまして19ページをお願いいたします。

19ページの上から2段目、3款1項3目高齢者福祉費でございます。補正額として1,230万4,000円の減で、主なものとしまして19節負担金、補助及び交付金で、シルバー人材センター補助金が別の補助金がつきましたので、その分223万4,000円減額をしております。

また、その下の20節扶助費でございます。これは老人保護措置費でございますが、人数が予算より少なかったということで1,000万円減額となっております。

次の9目介護予防事業費でございます。補正額21万6,000円で、これは13節委託料の認知症初期集中支援チームの業務委託料が予定より回数が少なかったということで減額、それから20節扶助費の紙おむつ給付事業費につきましては、利用者増で54万円増額となっております。

次の11目国民健康保険費につきましては、補正額2,636万円となっております。28節繰出金として、主なものとして国保会計繰出金保険基盤安定負担保険料等でございます。それと一番下の国保会計安定化支援金として2,000万円を計上しております。

以上が主なものです。

次の20ページをお願いいたします。

20ページの3款2項1目児童福祉総務費でございます。補正額1,563万9,000円減額補正をしております。主なものとしまして15節工事請負費で、これは予定しておりました病後児保育センター移設工事費でございますが、事業の見直し等で工事をしておりませんので減額をしております。

また、20節扶助費でございます。大堰保育園ほか合わせて3つの保育園の処遇改善加算の率が変わったものと、実績等で今回合わせて410万円増額補正をしております。

次に、4款1項2目予防費でございます。補正額150万で、これは委託料の予防接種個別分

の委託料不足分を150万増額補正で計上しております。

次に、5目水道費でございます。補正額370万の減で、これは24節投資及び出資金の福岡県南広域水道企業団出資金が事業の縮小のため370万減となっております。

次の6目健康増進事業費でございます。補正額207万4,000円減額で、これはがん検診等委託料の実績残となっております。

次のページをお願いいたします。

21ページの2段目になります。4款2項2目塵芥処理費でございます。補正額45万5,000円は、13節委託料の小動物死骸処理委託料とごみ袋・ステッカー販売委託料の不足分として計上しております。

次に、5款1項4目農業振興費、補正額2,106万1,000円で、主なものとしまして19節負担金、補助及び交付金の事業が上がっておりますが、事業実績とあるいは活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金等の申請取り下げ等による減額の方でございます。

次の22ページをお願いいたします。

5款1項6目農業経営対策事業費の補正額415万減、これにつきましても申請等の減により415万減額をしております。

9目農業農村整備費につきましては、19節負担金、補助及び交付金ですが、主なものとして、農業水利施設保全対策事業費負担金として町負担分422万を追加で増額補正をしております。

次の10目農村環境整備費、これにつきましては暗渠排水工事設計委託料の執行残として455万6,000円減を計上しております。

次の11目農地中間管理事業費、補正額651万7,000円で、内容としまして19節負担金、補助及び交付金で、これは農地集積交付金、これは鶴木、高樋の農地を集積する分ですが、面積が確定して不足分として651万7,000円増額補正をしております。

次の12目北部地区ほ場整備事業費、主なものとしまして19節負担金、補助及び交付金で、経営体育成基盤整備事業負担金につきましては、今年度はなしということで減額をしております。

次に、13目農業集落排水事業費は、下水道事業特別会計繰出金として214万6,000円減額しております。

次に、23ページをお願いいたします。

23ページですが、真ん中あたりの7款3項2目公共下水道費ですが、補正額5,763万3,000円、主なものとしまして25節の積立金、下水道施設整備基金積立金として6,808万円、それから28節繰出金として下水道事業特別会計繰出金を1,024万7,000円減額をしております。

次に、24ページをお願いいたします。24ページの真ん中から下になります。

8款1項1目常備消防費として133万4,000円減額補正をしております。主なものとしまして19節負担金、補助及び交付金の久留米広域消防負担金が消防署のほうで緊急防災事業債を使えるようになったため、今回減額をしております。

4目災害対策費につきましては692万5,000円の減額で、主なものとしまして29年度予定しておりました防災専門官を採用しなかったために、その分を減額をしておるところです。あわせて19節負担金、補助及び交付金の下の段ですけれども、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備負担金につきましては、事業年度のずれ込んだ分を今回287万7,000円減額をしております。

次の25ページをお願いいたします。

25ページの下のほうですけれども、9款2項1目一般管理費、補正額が192万1,000円、主なものとしまして18節備品購入費の大堰小学校車椅子用階段昇降機購入費でございます。新年度に向けて設置をするものでございます。

次に、26ページの次の27ページをお願いいたします。

27ページの一番上の9款3項1目中学校費の一般管理費で、補正額37万7,000円で、18節備品購入費としてパソコン教室用のNAS購入費ということで、ハードディスクの購入費でございます。

次に、9款5項7目ドリームセンター費でございます。15節工事請負費として電動吊物マシンの更新工事費として執行残を896万2,000円減額をしております。

次のページの2段目、9款5項11目史跡整備管理費につきましては、17節の公有財産購入費等の残として219万7,000円減額補正をしております。

次に、29ページをお願いいたします。

最後の29ページでございますが、11款1項公債費の1目元金として、23節償還金、利子及び割引料として長期債の元金として99万1,000円を計上、次の2目利子として同じく長期債の利子として763万3,000円減額しております。これは見直し等があつて減額をしておるものです。

主な歳出は以上です。

続きまして、9ページの歳入をお願いいたします。9ページからが歳入でございます。

上から3款1項1目の利子割交付金、次の自動車取得税交付金につきましては、29年度の額が確定しましたので、それに沿った補正をしております。

次の9款1項1目の地方交付税については、見込みで特別交付税2,000万を計上しておるところです。

次の11款分担金から次の12款使用料、10ページの国庫支出金から続きまして、次の

11ページの県支出金、それから次の12ページの財産収入までにつきましては、事業実績に基づいて今回補正をしておるところでございます。

13ページをお願いいたします。

13ページの真ん中のところですが、16款1項1目一般寄附金として2節ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税寄附金として28万3,000円計上しております。

17款1項1目の基金繰入金1節公共施設整備基金繰入金として公共施設整備基金繰入金を、これはふるさと応援基金分を除いた全額を6,202万4,000円減額をしております。

次の2節教育施設整備基金繰入金につきましては、6,517万を減額で計上をしておるところです。

次の14ページ、繰越金になります。18款1項1目の繰越金で前年度繰越金として1億7,937万円を計上しております。

次の19節3項1目雑入ですが、3項目雑入を実績により減額をしております。

最後に20款1項町債につきましては、実績で2目の衛生債ほか4つを今回実績で計上しておるところです。

歳入につきましては、以上です。

恐れ入りますが、5ページのほうをお願いいたします。

5ページのほうの第2表繰越明許費です。こちらが平成30年度、来年度へ繰り越す事業等を記載しております。一番上の2款総務費の1項総務管理費の南部コミュニティーセンター第1分団格納庫駐車場整備事業750万円ほか6の事業を上げております。総額1億71万7,000円を平成30年度へ繰り越すところで計上しております。

次に、その下の第3表をお願いします。債務負担行為補正でございます。今回追加で公用車購入費3台分でございますが、債務負担行為を追加で上げております。424万1,000円を今回補正で上げておるところです。

次の6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。こちらは変更でございます。ここにありますが4つの事業の事業債が確定をいたしましたので、起債の限度額を変更するものでございます。当初7,240万円の限度額を補正後は3,990万ということになります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。歳出の20ページ、3款2項1目の中の病後児保育センター移設工事費、これが減額となっております。これは当初予算で本郷保育園

の施設が足りなくなってきたということで、病後児保育の施設を保育園にして病後児保育の隣接したところに新たに設けるということで、この予算が当初予算で組まれておりましたけども、その後、保育園の整備の変更がございまして、隣接した土地を買収して、そこに園舎を建てると。だから、もう建てる必要がなくなったわけですから減額になっておりますけども。

当初予算の中、工事設計委託料170万が入っていましたが、これがここでも減額されていないし、過去の補正が5号まで出ています、今まで。その中でも減額の表示はされていません。ということは、計画が変更される前に、もうこれは執行されたのか。されたのなら、無駄なお金の使い道だったと思いますけど、そこの部分の説明をお願いします。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 設計料にしましては、当初計画しておりましたので、一応見取り図等書いていただいたので、一部執行しております。その後、学童等の新年度予算で御説明いたしますが、大刀洗小学校のほうに学童保育所を建てるような形になってまいりましたので、まだそちらのほうの設計料等も必要になってきたということで使用いたしております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 課長の説明では、一部この病後児保育センターの工事設計に一部使って、残りは大刀洗小学校の、大刀洗の学童保育の施設の、それはもともと目的が違いますからね、これはこっちのほうで予算化されているわけだから。残があれば、ここで減額扱いにして新たに学童保育所の場合は、新たに工事設計料は予算として上げていただくのが筋だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 長野議員が言われているとおりだとは思いますが、大刀洗小学校の学童保育所の申請が、4月の初旬には設計書をつけた上で申請をしなければならないということが12月末にわかりましたので、それからの委託をして執行としております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 学童保育所のほうはあれなんですね、設計委託料は予算の中に上げていただいて、そしてこれがもう一部先行で支出をされたというのは、その理由をきちんと説明した中で減額補正で、減額で取り扱うべきものであったと思いますけども、その点はいかがでしょう。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 次回からは説明を行って支出をしたいと思います。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） トータルでは町のお金を使って事業をやられているわけですから、そんなにこういうの目くじらを立てるほどではないと思われるかもしれないけど、やはりちゃんとした予算措置をした中で執行して事業をやっていくというのが、やっぱり行政の仕事だと思いますので、こちらが変更になったから、こちらの予算はこちらで使わせていただくというような勝手な、職員の裁量で勝手にやっていただくというわけにはいけないことだと思いますし、今後そういう点は執行部のほうにもきちんと対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第17. 議案第9号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

について

○議長（山内 剛） 日程第17、議案第9号平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、議案第9号平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

今回の補正予算については、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,509万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,078万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

では、歳出のほうから説明させていただきます。予算書の7ページをお願いいたします。

まず、1款1項1目につきましては、財源の組み替えでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費及び第2項退職被保険者療養給付費につきましては、2月以降の歳出見込みに基づきまして、金額を計上させていただいております。

1項の一般被保険者療養給付費につきましては、2,100万6,000円の追加補正でございます。

2項につきましては、退職被保険者療養給付費につきましては1,000万円の減額でございます。

続きまして、2款2項1目の一般被保険者高額療養費でございますけれども、これも同じく2月以降の歳出見込みをはじまして1,000万円の増額をさせていただいております。

2項の退職被保険者高額療養費でございますけれども、これも同じく2月以降の歳出見込みを計りまして300万円の減額でございます。

続きまして、2款4項1目出産育児一時金でございますけれども、210万円の減額でございます。当初20名を計画しておりましたけれども、5名の減額をしております。1人当たり42万円の一時金を支出するようになっておりましたけど、5名の減額となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8款1項1目特定健康診査等事業費でございますけれども、委託料81万1,000円の減額でございます。特定健診の委託料が28万円の減額、人間ドックの委託料で53万1,000円でございます。当初人間ドックは70名を予定しておりましたけれども、40名というプライト（結果、状態）で約30人ほどの減額をさせていただいております。

8款2項2目の保健事業費につきましては、嘱託職員の社会保険料の分が不足しておりましたので、5,000円の増額をさせていただいております。

続きまして、歳入のほうをお願いいたします。5ページ、6ページをお願いいたします。

4款1項3目の特定健康診査等負担金でございますけれども、9万3,000円の減額でございます。

4款2項3目の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でございますけれども、これにつきましては組み替えでございまして、中段から下のほうにありますけれども、7款2項3目の共同運営準備事業費補助金のほうに組み替え、国庫から県費のほうに予算の組み替えをさせていただいている次第でございます。

戻ります。真ん中の5款1項1目療養給付費交付金でございます。退職者医療分でございますけれども、額が確定しました関係で1,108万4,000円の減額をさせていただきます。

下段の9款1項1目一般会計繰入金でございますけれども、先ほど一般会計の補正予算のほうで上がりました分の繰り入れでございます。

1節保険基盤安定繰入金としまして777万円の増額、2節職員給与費等繰入金でございますけれども1,000円の減額、3節助産費等繰入金でございます、140万でございます。歳出の3分の2を計上させていただいております。5節のその他一般会計繰入金でございますけれども、法定外繰り入れとしまして2,000万円を計上させていただいております。

これで内容の説明を終わらせていただきます。御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第18. 議案第10号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第3号) について

○議長（山内 剛） 日程第18、議案第10号平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、予算書の表紙をお開きください。

議案第10号平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ245万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,203万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

では、予算書の最後のページの6ページをお願いいたします。歳出のほうから説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費でございます。臨時職員の社会保険料が不足しておりますので、1万円の増額です。旅費につきましても、普通旅費が不足しておりますので、3,000円計上させていただいております。

1款2項1目徴収費の役務費でございます。納付書の送付料が不足しておりますので、1,000円増額させていただいております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、19節保険料等の負担金でございますけれども、今後の執行の状況を推計いたしましたところ、247万1,000円の減額を計上させていただいております。

続きまして、上のページの5ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料でございますけれども、現年度分につきましては302万円の減額でございます。滞納繰越分につきましては21万9,000円の増額となっております。

3款1項1目事務費繰入金でございますけれども、一般会計からの繰り入れで1万3,000円上げさせていただいております。

4款1項1目繰越金でございますけれども、前年度からの繰越金33万円を繰り入れさせていただきま

諸収入につきましては、雑入といたしまして1,000円計上させていただいております。

これで内容の説明を終わらせていただきます。御審議の上、最後には御承認いただきますよう
よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第19. 議案第11号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

について

○議長（山内 剛） 日程第19、議案第11号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正
予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 建設課の野口でございます。それでは、議案第11号平成29年度大
刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

議案書を1枚おめくりください。

歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ888万円を減額
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億199万2,000円とするものでございます。

また、地方債の補正としまして、地方債の変更を「第2表地方債補正」とするものでございま
す。

初めに、歳出予算の説明をさせていただきます。議案書の7ページをお開きください。

初めに、農業集落排水費でございます。1款1項1目一般管理費、2目大堰処理施設管理費及
び3目の栄田処理施設管理費では、不用額の計上をさせていただいております。内容につきまし
ては、それぞれ記載しておりますとおりでございます。合計補正額として204万7,000円
の減額で計上させていただいております。

次に、公共下水道費でございます2款1項1目の一般管理費でございます。こちらも主に不用
額、また額の確定による補正をさせていただいております。19節の負担金、補助及び交付金
のみ、額確定により40万8,000円増額補正させていただいているほかは全て減額での補正、
記載内容のと通りの減額での補正とさせていただきます。

また、2目の公共下水道費及び3目の流域下水道整備費においても、不用額、また負担額の確
定による減額の補正を計上をさせていただいております。内容につきましては、説明のとおりでござ
いまして、全ての合計で658万5,000円の減額で計上させていただいております。

8ページをご覧ください。

公債費でございます。こちら3款1項2目利子の23節で公共下水道事業の利子分の額が確定しておりまして、その分の減額、24万8,000円の減額計上をさせていただいております。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。歳入につきまして説明させていただきます。

初めに、分担金でございます。1款2項1目下水道事業の負担金でございます。こちらは1節農業集落排水事業の負担金と2節公共下水道事業の負担金の受益者負担金を実績で計上させていただいております。それぞれ9万9,000円と69万9,000円、合計79万8,000円の増額で計上させていただいております。

続きまして、使用料であります2款1項2目公共下水道の使用料の2節滞納繰越分でございます。こちらにも実績で補正をかけさせていただいております。300万円の増額で補正計上をさせていただいております。

続きまして、4款1項1目の一般会計からの繰入金でございます。こちらは説明に書いてありますとおり公共下水道分で1,024万7,000円、農業集落排水分で214万6,000円減額の計上をさせていただいております。

諸収入では、雑入としまして下水道の維持管理負担の償還金、額が確定しましたことにより81万5,000円増額で計上させていただいております。

最後に、7款1項1目の下水道事業債でございます。こちらにも事業債額の確定により110万の減額で補正計上させていただいております。

続きまして、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。こちら流域下水道事業の事業債を補正前850万円でしたが、額の確定により740万円に変更しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第20. 議案第12号 平成30年度大刀洗町一般会計予算について

日程第21. 議案第13号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第22. 議案第14号 平成30年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

て

日程第23. 議案第15号 平成30年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第24. 議案第16号 平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第20、議案第12号平成30年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第24、議案第16号平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件については関連がありますので、これを一括議題といたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。

それでは、日程第20、議案第12号から順次、提案理由及び内容の説明を求めます。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） それでは、議案第12号の平成30年度大刀洗町一般会計予算についてから議案第16号平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、議案書の朗読により提案にかえさせていただきたいと思っております。

なお、内容の説明につきましては、予算特別委員会が設置された後、そちらのほうで御説明をさせていただきます。

それでは、一般会計からでございます。

一般会計予算書を出していただきたいと思います。まず、表紙をお開きください。

議案第12号平成30年度大刀洗町一般会計予算、平成30年度大刀洗町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ67億2,960万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、特別会計予算書のほうをお開きください。

特別会計予算書つづりを表紙を開いていただきたいと思います。1枚目がピンクの表紙ですが、大刀洗町国民健康保険特別会計予算書でございます。ピンクの表紙をお開きください。

議案第13号平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算、平成30年度大刀洗町国民健

康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億6,784万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項、保険給付費の各項ごとに計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

次に、オレンジ色の表紙のところをお願いいたします。オレンジ色の表紙を開いていただきたいと思います。

議案第14号平成30年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算、平成30年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,370万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

次に、緑の表紙をお願いいたします。緑の表紙を開いていただきたいと思います。

議案第15号平成30年度大刀洗町土地取得特別会計予算、平成30年度大刀洗町土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ441万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

次に、水色の表紙をお開きください。水色の表紙の次のページをお願いいたします。

議案第16号平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算、平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億570万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

る。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

以上で一般会計及び特別会計の予算について提案をいたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。日程第20、議案第12号平成30年度大刀洗町一般会計予算についてから日程第24、議案第16号平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員12名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。

したがって、日程第20、議案第12号平成30年度大刀洗町一般会計予算についてから日程第24、議案第16号平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員12名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は3月7日水曜日、本会議散会后、協議会室で開会します。

追加日程第1. 花等順子副議長の不信任決議案について

○議員（7番 長野 正明） 議長。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 動議を提出いたします。

○議長（山内 剛） ただいま、7番、長野議員より副議長不信任決議案の動議が提案されました。会議規則第16条の規定により所定の賛同者がおりますので、動議は成立しました。

お諮りします。本件につきましては、直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御意義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。よって、副議長不信任決議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定いたしました。

花等副議長は、退場をお願いします。

〔11番 花等 順子君 退場〕

○議長（山内 剛） それでは、追加日程第1、花等順子副議長の不信任決議案についてを議題といたします。

提案者に提案理由を求めます。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 今回、花等副議長の不信任決議案を私長野正明と高橋直也議員と2名連署で提出をいたしました。提案理由について、ただいまから申し上げます。

花等副議長は就任の折、「議長を補佐し、議会の円滑な運営に努めてまいります」と挨拶をされましたが、最近の全員協議会や議員間討議の中で、副議長の言動により議長が会議の進行に苦慮する場面も目につきます。

障害者の生活の整備に関する意見書採択についての扱いで、議長は、紹介議員があれば取り扱えると考え「紹介議員に手を挙げられる方はおられないか」と言われたのに対し、「意見書の取り扱いについては議会運営委員会で協議すべきで、議長が勝手に判断すべきことではない」と、地方自治法第104条に規定する議長の権限を侵す発言をされております。

また、議員発議の自由討議においても議案の中身の審議より、「継続審議にするか、取り下げるかにするか決めればよい」などと発言をされております。本会議に上程された議案については、説明を求め、質疑を行い、討論を行い、最終的には表決をするのが議会でございます。この発言は、地方自治法第112条の発議による議員の議案提出権を侵害するものであると考えます。

そういう理由で、副議長の職を担うにふさわしいかどうか総合的に勘案した結果、認めることはできないと考え、ここに花等副議長不信任決議を提出することにいたしました。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） お尋ねいたします。今説明はお聞きいたしました。それで、提出者のおっしゃるような理由というのもお聞きしましたが、例えばこうした問題があるというふうには認識を提案者の方がしていらっしゃって、それに対して当人に対して改善の申し出であるとか、こうしたことを今後、例えばそういう問題があるということで協議なりあるいは改善の申し入れとか、そういう手順を踏んだことはございますか。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 本人にそういうことで注意をすると、私は注意をするという立場で

もございませんけども、そういうことについての本人との話をしたことはございません。

それで、特にここの中で申し上げたいのは議案の提出権ですね。このことについて、取り下げの発言等をされるということ自体がいかげなものかと。それで、本会議場で質疑、討論を行うわけですから、最終的には取り下げのちゅうのは、基本的に本人の意思によって取り下げるケースはあると思います。それは例えば、執行部が議案を出されて、あなたそれ取り下げなさいよ、いわゆる問題があるから取り下げなさいよというような発言はできません。ね。それは例えば、忠告の意味で取り下げたらどうですかというのを個人的に話があれば別ですけど、公の議員間の討議の中でですね。

そしたら、議長、反問権を行使しますけど、よろしいですか。

○議長（山内 剛） はい、認めます。

○議員（7番 長野 正明） よろしいですか、反問権。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 議会基本条例の中で、議長の許可があれば反問ができるとなっておりますので、私は反問権を議長に許可いただきたいと思います。いかがですか。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 基本条例の中で反問権は認めております。それは条件つきですけども、議長の許可があれば反問ができるとなっております。

○議長（山内 剛） ほかありませんか。

○議員（7番 長野 正明） 反問権について議長の判断をお願いします。

○議長（山内 剛） いや、反問権を認めます。

○議員（7番 長野 正明） それでは、平山議員に反問いたします。

議員の議案提出権について侵害が私はあったと感じております。それは地方自治法で認められた議員の議案提出権です。それについてどういう見解でしょうか。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） そのときの、ちょっと反問にお答えするという形は私は思っておりませんが、引き続き質問させていただきたいんですが。

当時の、今急に出たわけですから、当時の当該副議長がどのような発言をしたかについては今ちょっとすぐ知る立場にありませんが、例えば職権をもってこれを取り下げなさいとか、職権をもってこういうことはできないと、やめなさいというようなことがあれば、それは直ちに何らかの侵害に当たる可能性はないかも、あるかもしれません。しかし、当時の私の記憶によれば、全員協議会の中で取り下げの形もあると思うがというような一つの一議員提案としてそういうものは行われたかのように感じております。

それで、先ほどお尋ねもありましたが、これがいろいろ円滑な議事運営に支障があったというようなことが先ほどの質問にありましたが、まさにこういった提案者の方がそういう問題がいろいろあったということ、突然不信任という形で突きつけるという手法が私はどうなのか。議会というのは合議機関でありますから、会議の中であるいは内外において、あなたはこういうちょっと課題があると思うけど、どうかということ、日々議論しながらやはり円滑な議事運営なり民主的な議会運営というのを図っていくべきだと思うんですが、その辺の手法はどうお考えでしょうかね。

○議長（山内 剛） 今提案した提案理由に対しての質問で、その答えということで。その答えということで、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 私が反問したことについては全然お答えになっておられません。また、それは、ここにそのときの発言の要旨もきちっと私は準備をしております。それで、これは今から読んでも構いませんけども、先ほど言いましたように、継続審議にするか、議論をして取り下げにするのかを決めればよいという発言はされております。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。平田議員。5番。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田でございます。非常に抽象的なんですけども、その取り下げの発言があったのは政治倫理審査条例ですかね。政治倫理審査条例のときの……。

○議長（山内 剛） いや、ちょっと待ってください。

○議員（5番 平田 利治） 内容ですか。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） そのときの本会議場で提案をした後の全協での自由討議の中での発言です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 私もあれ記憶あるんですけども、非常に問題がある内容でございます。花等議員が言われたのは、もっと審議して、今回見送って次のでやったらどうだというような内容だったように記憶しているんですけども。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 例えば請願等の継続審議というのはございますけれども。議案に対しての継続審議ちゅうのはもう何もやらないというのが大体継続審議で。国会においても継続審議というのはもう廃案ですね。だから、そういう意味で継続審議というのは一つの方便でありまして、本当に真摯に継続審議をやった過去の経緯はございません。

○議長（山内 剛） 質問は、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） なければ、質問を終わりました、次に討論を行います。討論は、本件に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。私は、本案に反対の立場から討論を行います。

まず1点目に、議員の提案者の言う提案理由が不信任決議に至る理由、合理的な理由には当たらないと考えております。

第2に、こうした問題があるにしても、本人や議会内での議論を全く行うことなく、問答無用でこうした発議を行い、議論を拒否するような手法は私は到底認めることができません。

先ほどの提案理由の中では、全員協議会における副議長の発言あるいは議長からの提案に対する副議長の発言というようなことが取り沙汰されておりました。仮にこれが不適切な内容を含んであったとしても、こうした手法による発議は行われるべきでなく、その改善や妥当性について、まず議論が行われるべきであります。その点からいっても、今回の発議は失当と言わなければいけません。

今年度に入って、議員発議による条例案の改正ですとか、こうした決議案の発議がなされておりますが、いずれの点においても合議機関である議会への提案や十分な議論を行わないままの一方的な発議が行われているのではないのでしょうか。これはまさに、こうしたものが今回可決されるとすれば、私は議会の存在価値にかかわる大問題であると考えます。

本案は、一旦否決の上、仮にそうした問題があるにしても、議会の中で十分な議論を行い、その賛否についてあるいは議会運営の改善について合議を進めていくことが、議会にとって最も必要なことと思います。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論ありませんか。9番、高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 9番、高橋です。賛成の討論の立場で申し上げます。

私も長野議員が申し上げられましたように、全員協議会や議員間討議の中で、副議長の言動により議長が議会の進行に苦悩する場面も目についております。

また、議会をまとめていこうと努力してられる議長の補佐役をしているようには見受けられませんので、この長野議員の発議に賛同いたします。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかに討論ございませんか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田でございます。余り唐突な話でございまして、いきなりこんな話が議場でされるのかというのがちょっと疑問でございます。全員協議会というのがあるわけでございますので、そん中でいろいろ悪いところは指摘しながら改善していくというのがあるろうかと思うんですね。

嫌なものは数の優位で切っていくという、こんな議会では話にならないと思うんですね。何か表

彰を受けたということでございますけども、よその議会も注目しているところでございますのでね、こういったやり方はやるべきではないと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

お諮りします。ただいま議題になった副議長不信任決議案については、投票により表決をとりたいと思います。

投票に当たっては、記名投票と無記名投票がありますので、無記名投票で採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより副議長不信任決議案については、無記名投票で行います。

それでは、投票の準備をさせますので、お待ち下さい。

なお、投票におきましては、総務課早川係長、堀内係長の補佐を認めます。

ただいまの出席議員は11名です。

次に、会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、安丸眞一郎議員、2番、黒木徳勝議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は無記名投票で行います。投票用紙には、不信任決議案を可とする方は賛成と記入し、不信任決議案を否とする方は反対と御記入ください。

それでは、投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山内 剛） ただいま投票用紙を配付しましたが、配付漏れはございませんか。ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 投票用紙の配付漏れは、なしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（山内 剛） 投票箱は異状なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	安丸眞一郎議員	2 番	黒木 徳勝議員
3 番	森田 勝典議員	4 番	林 威範議員
5 番	平田 利治議員	6 番	松熊武比古議員
7 番	長野 正明議員	8 番	平田 康雄議員
9 番	高橋 直也議員	10 番	平山 賢治議員

.....

○議長（山内 剛） 投票漏れはありますか。ありませんね。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の1番、安丸眞一郎議員、2番、黒木徳勝議員、開票の立会をお願いします。

集計まで、しばらくお待ちください。

〔開票・事務局投票結果報告作成〕

○議長（山内 剛） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票。賛成7票、反対3票。

以上のとおりです。

よって、副議長不信任決議案については可決されました。

ここで、副議長の除斥につきましては、これを解除します。副議長が着席されるまでお待ちください。

〔11番 花等 順子君 着席〕

○議長（山内 剛） 議事を再開します。

副議長不信任決議案について投票の結果を再度、報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0。有効投票のうち賛成7票、反対3票。

以上のとおりです。

よって、副議長不信任決議案については可決されました。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時14分